

**令和 8 年度 DX を目指す社会人のための AI・データサイエンス教育プログラム
(履修証明プログラム) 募集要項**

1. 教育プログラムの趣旨・目的

山口大学は令和 2 年度から山口県と連携して、社会人を対象としたデータサイエンスの講座を実施しています。本教育プログラムは、学校教育法に基づく履修証明書が交付される履修証明プログラムとして開講され、データサイエンス、統計学、機械学習、そしてデジタルトランスフォーメーション (DX) を体系的に学びます。

今日のビジネスにおいて、DX は不可欠な成長戦略であり、データサイエンスや AI 等の先進的な技術の活用が求められています。本教育プログラムは、DX 推進を担う社会人の皆様を対象としています。社内外のデータをマーケティングの強化、生産性の向上、研究開発の推進といった成果に結びつけるデータサイエンスや AI を、単なる知識や技術として学ぶのではなく、「ビジネスに活かす実践的なスキル」として習得することを目指します。

2. 履修資格

本学学則第 42 条 (本要項最終ページ掲載) が定める本学への入学資格を有する者。

3. プログラムの期間

令和 8 年 7 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 12 月 16 日 (水)

毎週水曜日 18 時 10 分~19 時 40 分, 19 時 50 分~21 時 20 分

① オリエンテーション: 令和 8 年 6 月開催予定

※録画での後日視聴も可能です。受講前に必ず視聴してください。

① 導入: 令和 8 年 7 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 7 月 29 日 (水)

② 統計学: 令和 8 年 8 月 19 日 (水) ~ 令和 8 年 9 月 16 日 (水)

③ 機械学習: 令和 8 年 10 月 7 日 (水) ~ 令和 8 年 11 月 18 日 (水)

④ DX: 令和 8 年 12 月 2 日 (水) ~ 令和 8 年 12 月 16 日 (水)

4. 受講方法

オンラインまたはオンデマンド

※本講座では、オンラインのツールやサービスを利用します。

別紙「受講上の注意事項」をご確認ください。

5. プログラムの内容

各講座の開講時期	目的・概要
① 導入 令和 8 年 7 月 全 5 回 (開催予定日) 7/1, 7/8, 7/15, 7/22, 7/29	初めてデータサイエンスを学ぶ入門者がそのための足がかりを得ることを目的とする。具体的には、Python の基礎を学ぶことで、データサイエンスを理解するため役立つ基礎的な実装能力を身につける。また、データサイエンスの基礎的概念を学び、社会における活用事例を通してデータサイエンスの有効性を理解する。
② 統計学 令和 8 年 8 月~9 月 全 5 回 (開催予定日) 8/19, 8/26, 9/2, 9/9, 9/16	データの要約や関係性の分析、確率モデルに基づく推測を行う統計学の基礎として、記述統計学、単回帰分析、確率変数と確率分布、推計統計学、統計的仮説検定について学び、演習を通じてその理解を深めることを目的とする。

<p>③ 機械学習</p> <p>令和8年10月～11月 全7回</p> <p>(開催予定日) 10/7, 10/14, 10/21, 10/28, 11/4, 11/11, 11/18</p>	<p>コンピュータがデータから学び処理を実現する機械学習に関わる基礎と AI 技術を支える基礎技術について学び、演習を通じて、その理解を深めることを目的とする。</p>
<p>④ DX</p> <p>令和8年12月 全3回</p> <p>(開催予定日) 12/2, 12/9, 12/16</p>	<p>DXの概念、必要性や取り組み事例等をマネジメント視点で理解するとともに、DX推進に求められる視点や関連技術を学ぶ。また、山口県で事業を営む中で培ってきた強みを活かしたDXの取り組み事例を学び、自組織でのDXに向けた取り組み意欲を高めることを目的とする。</p>

6. 修了要件と履修証明書

(1) 修了要件

- ① 全講座を通し、出席率90%以上であること
 - ・オンラインミーティングで実施される講義回について
ライブ配信の講義に出席又は講義録画を視聴した上で、理解度テスト受験もしくは課題提出することで出席とする。
 - ・オンデマンドで実施される講義回
講義録画を視聴した上で、理解度テスト受験もしくは課題提出することで出席とする。
※講義スタッフが出欠を確認しています。
- ② 全講座を通し、理解度テストもしくは課題の評価が5段階評価で平均3.0以上であること
- ③ 全講座を通し、理解度テストもしくは課題は、原則、出題後3週間以内に受験・提出すること

(2) 履修証明書

上記の修了要件を満たした者には「履修証明書」を交付します。

7. 受講定員

20名(先着順)

※最小受講者数の規定を満たさない場合には、開講できない場合があります。

8. 応募手続き

- (1) 応募期限：令和8年5月15日(金)
- (2) 所定の「受講申込書」に必要事項を記入の上、応募期限までに下記提出先までメールもしくは郵送でご提出ください。申込書は下記に掲載しています。
<https://www.dsc.yamaguchi-u.ac.jp/social-cooperation/2026rishuushoumeiprogram/>
- (3) 申込締切後、受講の可否や受講料振込先等について連絡します。
※5月22日(金)までにメールで通知する予定です。
期日までに通知が届かない場合は、下記提出先までお問い合わせください。
- (4) 応募に関する注意事項
 - ① 各用紙の必要事項等をよく読んで、間違いのないように記入してください。
 - ② 応募後の記載内容の変更は認めません。また、一度提出された書類は返却しません。
 - ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、履修許可後であっても、履修の許可を取り消すことがあります。
 - ④ 応募後に住所等の変更があった場合は、下記提出先まで連絡してください。

【応募書類の提出先・問い合わせ先】

山口大学情報・データ科学教育センター（教育支援課教育連携係）
〒753-8511 山口市吉田 1677-1
<https://www.dsc.yamaguchi-u.ac.jp/>
E-Mail : ga110@yamaguchi-u.ac.jp
TEL : 083-933-5032（*土日祝日を除く 9:00~17:00）

9. 履修者登録

(1) 履修許可

提出された書類等に基づき、履修資格の確認を行います。必要に応じて、電話、メール等による問い合わせを行うほか、最終学校の卒業証明書等（履修資格を証明するもの）の提出を求められる場合があります。履修を許可した場合は、受講決定通知書をメールにて送付します。

(2) 受講料

受講決定通知書と併せて受講料の振込先を送付しますので、下記に定める納入期限までに受講料を納入してください。期限までに受講料の納入がなかった場合には、履修許可を取り消します。また、一旦納入された受講料は、原則として返還いたしません。ただし、履修証明プログラムを実施しなかった場合または履修証明プログラム開始日の前日までに書面等で履修を取りやめる旨の申し出がされた場合には、受講料を返還することがあります。

◆納入期限：令和8年6月5日（金）

◆受講料：120,000円

※別途テキスト代が必要です。

10. 個人情報の利用について

応募書類等で得られた個人情報は、本学の履修許可に関わる業務のほか、以下の業務に利用します。

- (1) 履修許可者の住所及び氏名等の個人情報を、履修登録に関わる業務に利用します。
- (2) その他、本法人の定める「学生・保護者等に係る個人情報の取扱いについて」に従って個人情報を利用します。

https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~soumuka/jyohou/personal/policy/guide_student.html

また、本講座は、山口県及び山口県情報産業協会と連携して実施しており、山口県及び山口県情報産業協会と適切な管理の下で個人情報を共有します。

なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第2項に規定されている場合を除き、履修希望者本人の同意を得ることなく他の目的で利用または第三者に提供することはありません。

【参考】

山口大学学則（抄）

第42条 学部等に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
 - (7)の 2 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部等に入学することができる。
- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
 - (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
 - (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
 - (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
 - (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17 歳に達したもの